

令和5年度

周南市農業委員会事業報告書

周南市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、
遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と
経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

(2016 年 5 月 26 日開催「平成 28 年度全国農業委員会会長大会」において制定)

目 次

1	組織運営	5
(1)	総会の開催	5
(2)	委員全員協議会の開催.....	7
(3)	地区協議会の開催	7
(4)	幹事会の開催	7
(5)	広報委員会の開催	8
(6)	農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催	8
(7)	改選後の新体制に向けた準備行為等	9
2	農業委員・農地利用最適化推進委員	10
(1)	農業委員	10
(2)	農地利用最適化推進委員	11
3	事務局体制	11
4	活動実績	11
(1)	農地等の利用の最適化を推進する活動.....	11
(2)	地域計画の策定に向けた協力.....	12
(3)	農地法等関係活動	14
ア	農地法関係活動	14
イ	農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動	21
ウ	農業経営基盤強化促進法関係活動.....	21
エ	農業振興地域の整備に関する法律関係活動.....	22
オ	租税特別措置法関係活動	22
カ	地方税法関係活動.....	23
(4)	組織活動	23
(5)	研修活動	30
(6)	情報提供活動	31
(7)	日常活動	33
(8)	その他の活動	34
5	まとめ.....	35
(1)	任期満了による委員等の改選.....	35
(2)	「しゅうなん農業委員会だより」を創刊	35
(3)	目標地図の素案作成がスタート	35
(4)	タブレット端末の一部使用開始.....	36

(5) 違反転用の刑事告発	36
(6) 令和6年度へ向けて	37
6 年間活動実績表	37
資料編.....	41
1 総会の議事	42
表1 議案の個別件数	42
表2 報告の個別件数	44
2 農地法等に基づく処理状況等	46
表3 農地法第3条第1項の規定による許可	46
表4 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消	46
表5 農地法第3条の3の規定による届出の受理	47
表6 農地法第4条第1項の規定による許可	47
表7 農地法第4条第1項に規定する許可後の事業計画の変更承認	47
表8 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理	48
表9 農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による届 出の受理	48
表10 農地法施行規則第29条の制限例外の内訳	48
表11 農地法第5条第1項の規定による許可	49
表12 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消	49
表13 農地法第5条第1項第1号の規定による届出の受理	49
表14 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理	50
表15 農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による届 出の受理	50
表16 農地法施行規則第53条の転用制限例外の内訳	51
表17 農地法第6条第1項の規定による報告の受理	51
第18 農地改良届出の受理	51
第19 非農地判断に係る非農地通知書の交付	52
第20 非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等に係る非農地通知書の交付	52
第21 贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っ ていることの証明	52
第22 相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っ ていることの証明	52

表 23	不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明	53
第 24	地目変更登記に係る照会に対する回答（登記官）	53
表 25	現況が農地でないことの証明	53
表 26	農用地利用集積計画（案）の決定	54
表 27	農用地利用配分計画の認可の通知の受理	54
表 28	農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取...	55
3	用途別転用の状況	56
表 29	農地法第 4 条の規定による用途別転用の状況	56
表 30	農地法第 5 条の規定による用途別転用の状況	56
表 31	許可による用途別転用の状況（総会で議決）	57
表 32	届出等による用途別転用の状況（総会で報告）	57
4	常設審議委員会の意見聴取	58
表 33	農地法第 4 条の規定による意見聴取事案	58
表 34	農地法第 4 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況	58
表 35	農地法第 5 条の規定による意見聴取事案	59
表 36	農地法第 5 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況	59
5	農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況	60
表 37	農業委員の活動	60
表 38	農地利用最適化推進委員の活動	62

令和 5 年度周南市農業委員会事業報告

本市の農業及び農業者の公的代表機関である周南市農業委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の委員（以下「農業委員」という。）、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）（以下これらを「委員等」という。）及び委員会の権限に属する事務を補助執行する委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員の協働体「チーム農業委員会」として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、独立行政法人農業者年金基金法その他関係法令に基づく事務を適正に執行し、本市の農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、次のとおり、事業を展開した。

なお、令和 5 年度は委員等の改選期であり、7 月 24 日から新体制がスタートした。

1 組織運営

（1）総会の開催

ア 定例総会の開催

定例総会を毎月 1 回開催し、農地法第 3 条（農地等の権利移動の制限）、同法第 4 条（農地の転用の制限）及び同法第 5 条（農地等の転用のための権利移動の制限）に規定する許可申請、農用地利用集積計画の決定、基本構想（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）の変更及び農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出、令和 4 年度推進委員等（推進委員及び最適化活動（農地等の利用の最適化の推進に係る活動をいう。以下同じ。）を行う農業委員をいう。以下同じ。）及び委員会の最適化活動の点検・評価、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等、規則・規程の改正、令和 5 年度事業計画の策定、令和 4 年度事業報告の承認等について審議した。

また、相続等による権利取得、市街化区域内にある農地の転用・転用のための権利取得、転用・権利取得の制限の例外等の届出の受理、農地改良の届出の受理、農地所有適格法人の報告の受理、非農地判断（農地に該当するかどうかの判断をいう。以下同じ。）の結果、納税猶予・徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明、現況が農地でないことの証明、農地賃借料情報等について報告した。

なお、4月開催の定例総会では、年度当初に当たり、市の農業関係部署の職員が出席し、産業振興部次長のあいさつ、農林課職員の紹介、令和5年度の農林課予算の概要についての説明があった。

定例総会の開催日、出席者人数及び議事件数は、次のとおりである。

会議名	開催日	出席者等（人）				議事	
		農業委員	事務局職員	関係部署職員	傍聴人	議案（件）	報告（件）
令和5年第4回総会	4月10日	16	4	4		6	9
第5回総会	5月10日	17	3			2	5
第6回総会	6月12日	17	3	2		9	10
第7回総会	7月10日	17	4			5	6
第9回総会	8月10日	17	4			3	8
第10回総会	9月11日	17	4	3		3	5
第11回総会	10月10日	18	4	2		5	8
第12回総会	11月10日	18	4			5	7
第13回総会	12月11日	17	4	2		3	5
令和6年第1回総会	1月10日	18	4			3	4
第2回総会	2月13日	16	4			4	9
第3回総会	3月11日	15	4	4		7	7
合計		203	46	17		55	83

（注）継続審議の議案は、議案件数に加え、（ ）内に内数として計上する。

イ 臨時総会の開催

改選に伴う新農業委員の辞令交付後、臨時総会を開催し、総会招集者である周南市長のあいさつの後、議事に入り、議席の決定後、会長の互選会により会長を互選し、会長職務代理者の互選会により会長職務代理者を互選し、農業委員の地区割の決定後、新推進委員の委嘱を議決した。

会議名	開催日	出席者等	議事
令和5年第8回総会	7月24日	農業委員 18人 総会招集者 （市長）1人 事務局職員 4人 関係部署職員 1人	①臨時議長の指名 ②仮議席の指定 ③議席の決定 ④議事録署名委員の指定 ⑤会長の互選 ⑥会長職務代理者の互選 ⑦農業委員の地区割の決定 ⑧議決事項 農地利用最適化推進委員の委嘱 （1議案32件）

臨時総会終了後に、新推進委員へ委嘱状を交付した後、農業委員及び推進委員合同での写真撮影を行った。

当日は、新体制での最初の地区協議会、幹事会及び広報委員会も開催した。

(2) 委員全員協議会の開催

毎月の定例総会の終了後に委員全員協議会を開催した。

委員会の運営についての協議・調整、農業委員への報告・連絡、委員間での意見交換を行った。

総会は、厳粛に議事を進行する場であるのに対して、委員全員協議会は、農業委員同士が自由に意見を述べ合える場、日常活動での疑問点、課題などを水平展開する場とした。

なお、推進委員との情報共有を図るため、配付した資料等は、定例総会の議案とともに推進委員に送付した。

また、7月10日の委員全員協議会の中で、この期をもって退任される農業委員5人（うち1人欠席）の退任式を行った。

(3) 地区協議会の開催

周南市農業委員会地区協議会設置要綱を7月24日から施行し、正式に市域を5地区に分けた地域協議会がスタートした。

会議名	開催日	主な協議内容
令和5年第1回南部地区協議会 令和5年第1回西部地区協議会 令和5年第1回徳山北部地区協議会 令和5年第1回熊毛地区協議会 令和5年第1回鹿野地区協議会	7月24日	・座長の選出 ・副座長の選出 ・広報担当の選出 ・全体で女性幹事の選出

(4) 幹事会の開催

次のとおり、幹事会を開催し、議事運営に関する事項等を協議した。

なお、周南市農業委員会幹事会設置要綱を7月24日から施行し、幹事会を再編した。

会議名	開催日	主な協議内容
令和5年第2回幹事会	7月10日	・周南市農業委員会会長等互選規程制定について
第3回幹事会	7月24日	・幹事長の選出
第4回幹事会	9月11日	・地区協議会の運営について ・地域計画、目標地図の素案作成について(熊毛・鹿野地区協議会)
令和6年第1回幹事会	2月13日	・規程等の改正等について ・目標地図の素案について
第2回幹事会	3月11日	・農振除外について

(5) 広報委員会の開催

周南市農業委員会広報委員会設置要綱を7月24日から施行し、本委員会では初めてとなる広報委員会がスタートした。

次のとおり、広報委員会を開催し、「しゅうなん農業委員会だより」の発行に関する事項等を協議した。

会議名	開催日	主な協議内容
令和5年 第1回広報委員会	7月24日	・広報委員長の選出 ・「しゅうなん農業委員会だより」について 創刊号を9月1日発行とし、事務局で事前に作成した原稿案を示し、準備した記事の案の中から掲載する記事を決定し、以降の校正等は事務局に一任することとした。

(6) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催

推進委員の改選に当たっての農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、農業委員と推進委員の両方に応募した者がいるため、市において新農業委員候補者が決定した後、次のとおりを開催し、委員会の求めにより推進委員候補者の推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）又は推進委員候補者に応募した者（以下「応募者」という。）の評価を行い、評価及びその結果についての意見を会長に報告した。

なお、第19区（富田・福川）は、第2回評価委員会が終了し被推薦者及び応募者の評価が確定した後に応募の取り下げがあったため、急遽6月7日から7月4日までを募集期間として改めて募集をしたところ、2人の応募があったので、第3回評価委員会で応募者の評価を行った。

また、周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱を7月24日から施行したが、推進委員の欠員はなく再編後の評価委員会は開催していない。

会議名	開催日	主な協議内容
令和5年 第1回評価委員会	5月29日	・応募状況について ・評価基準について 評価基準の決定、評価基準の公表方法、各評価基準の採点
第2回評価委員会	6月5日	・候補者の評価について 評価基準による審査
第3回評価委員会	7月10日	・第19区（富田・福川）推進委員の応募状況について ・評価基準の決定について ・候補者の評価について 評価基準による審査

(7) 改選後の新体制に向けた準備行為等

ア 改選前の委員全員協議会に諮って新推進委員候補者を決定

通常は、推進委員の被推薦者及び応募者の評価に関することは会長専決事項としていることから、会長は、評価委員会の評価及び意見を総会に報告するが、新推進委員の委嘱は、改選後の農業委員で組織する委員会（以下「次期農業委員会」という。）の総会での議決を要するため、改選前の総会では議決できないので、7月10日開催の改選前の委員全員協議会に諮って、新推進委員候補者を決定した。

7月11日には推薦者及び応募者に対して結果通知書を発送し、市ホームページで公表した。

なお、周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定附則第3項（推進委員候補者の決定に係る行為の継承）では、改選前の農業委員で組織する委員会が、評価委員会に意見を求める行為並びに評価委員会の評価及び意見を受ける行為並びに推進委員候補者を決定する行為は、次期農業委員会の行為とみなすこととしている。

イ 次期農業委員会準備会及び仮の幹事会の開催

令和5年第4回周南市議会定例会において、農業委員等に関する法律第8条第1項の規定による議会の同意を求めた議案第62号「周南市農業委員会委員の任命について」が6月29日に議決され、新農業委員が決定したので、組織としてスムーズな継承が行われるよう、また、切れ目のない事務処理が滞りなく行えるよう、新農業委員の任命前の準備行為として、新農業委員候補者の会議（以下「次期農業委員会準備会」という。）を7月3日に開催した。

当日は、受付でくじを引き、個別に身分証明書用の写真撮影を行った後、議事に入り、自己紹介の後、地区協議会相当に分かれて、構成する新農業委員候補者の互選により各地区協議会の仮の座長（幹事）を決定し、新女性農業委員候補者の互選により仮の女性幹事を決定した。

その後の全体会では、改選前の委員全員協議会において決定した新推進委員候補者を次期農業委員会が引き継ぐこと、農業委員の任命及び推進委員の委嘱の前の準備行為として、地区協議会相当により地区別の新農業委員候補者及び新推進委員候補者による協議会（以下「次期地区協議会準備会」という。）を開催すること及びその中で農地パトロール（利用状況調査）のための説明会を行うことを確認し決定した。

また、農業委員の任命後の臨時総会での仮議席（最初に座る席をいう。）を受付で引いたくじの番号とすること及び農業委員の地区割（農業委員が現地調査等を行う場合の担当地区をいう。）を決定した。

その後、説明・研修会に入り、総会での議事に係る農地法第3条・第4条、第5条関連の現地調査等について事務局が説明し、最後に地域計画について農林課から説明があった。

次期農業委員会準備会の終了後に、仮の幹事会を開催し、仮の幹事長を選出した後、臨時総会当日の進め方、新しい会長及び会長職務代理者の決め方並びに議席の決め方について協議し、確認した。

ウ 次期地区協議会準備会の開催

地区協議会相当により次期地区協議会準備会を次のとおり開催した。

次期地区協議会準備会では、自己紹介の後、構成する新推進委員候補者の互選により仮の副座長を、構成する新委員等候補者の互選により仮の広報担当を決定した後に説明・研修会に入り、事務局から農地パトロール（利用状況調査）及び農業委員会活動記録簿についての説明、農林課から地域計画についての説明があり、最後に、事務局からのお知らせとして、各種手続や申込、外部研修会開催の案内等の説明があった。

なお、当日は推進委員の身分証明書用の写真撮影を行った。

各地区別の次期地区協議会準備会の開催日及び開催場所は、次のとおりである。

地区協議会名	開催日	開催場所
西部地区協議会	7月11日	夜市市民センター
南部地区協議会	7月12日	市役所本庁舎シビックプラットホーム
熊毛地区協議会	7月14日	ゆめプラザ熊毛
鹿野地区協議会	7月18日	コアプラザかの
徳山北部地区協議会	7月19日	長穂市民センター

2 農業委員・農地利用最適化推進委員

（令和6年3月31日現在）

（1）農業委員

19人

うち認定農業者等7人、女性4人、40代以下0人、中立委員1人、1期目の者5人、通算2期目の者2人、通算3期目の者5人、通算4期目の者2人、通算6期目の者3人、通算9期目の者1人、通算11期目の者1人、推進委員であった者3人、旧制度の農業委員であった者10人

(2) 農地利用最適化推進委員

32人

うち認定農業者等3人、女性3人、40代以下2人、1期目の者9人、2期目の者9人、3期目の者14人、新制度の農業委員であった者0人、旧制度の農業委員であった者1人

3 事務局体制

(令和6年3月31日現在)

8人

職員構成：事務局長（部次長）1人、事務局次長（課長・再任用職員）1人、事務局次長補佐（課長補佐）1人、主査1人、主任1人、会計年度任用職員（パートタイム）3人

4 活動実績

(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動

※ 農地等の利用の最適化の推進とは、

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいう。

ア 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って実施

周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（令和5年4月1日施行）に従って最適化活動を実施した。

イ 令和5年度の最適化活動の目標の設定及び公表・報告

令和5年3月の委員全員協議会で協議し定めた令和5年度の最適化活動の成果目標（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に係る目標をいう。）及び活動目標（推進委員等が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標をいう。）（以下これらを「最適化活動の目標」という。）を、4月総会で、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」として議決・決定の上、市ホームページで公表するとともに、山口県知事に報告した。

ウ 令和5年度の推進委員等の最適化活動の記録

各推進委員等は、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した農業委員会活動記録簿を作成し、翌月10日（3月分は3月末日）までに事務局に提出した。

エ 令和4年度の最適化活動の点検・評価及びその結果の公表・報告

(ア) 推進委員等自らによる最適化活動の点検・評価

各推進委員等は、令和4年度中の農業委員会活動記録簿の集計結果に基づき、令和4年度の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価し、「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」として4月末までに事務局に提出した。

(イ) 総会での推進委員等の最適化活動の点検・評価及びその結果の通知

令和4年度の推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、各推進委員等から提出された「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を、6月総会で点検・評価し、議決した上で、その結果を各推進委員等に通知した

(ウ) 総会での委員会の最適化活動の点検・評価及びその結果の公表・報告

令和4年度の委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、6月総会で「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により点検・評価し、議決した上で、市ホームページで公表するとともに、周南市長、山口県知事及び山口県農業会議に報告した。

オ 実質化された人・農地プランの実行・実現

人と農地をつなげるため、農地の利用調整、売買・貸借のマッチングを展開した。

カ 市（農林課）との連携強化

農地等の利用の最適化の推進に当たっては、農林課との連携を強め、協力して取り組んだ。

(2) 地域計画の策定に向けた協力

ア 地域計画の説明会

7月3日に開催した次期農業委員会準備会及び7月11日から19日にかけて開催した次期地区協議会準備会において、農林課から地域計画についての説明があった。

イ 令和5年度は3地区協議会の区域を先行して目標地図の素案作成に取り掛かることを決定

委員会では、農林課と協議の上、徳山北部地区協議会、熊毛地区協議会及び鹿野地区協議会の区域を、先行して令和5年度に目標地図の素案作成に取

り掛かることとし、7月14日、18日及び19日に開催した3地区の各次期地区協議会準備会で説明し、関係資料を配付するとともに、7月24日に全委員等に説明した。

ウ 目標地図の素案の作成及び提出の求め

周南市長から委員会会長あてに「農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図の素案の作成及び提出について」（令和5年8月2日付け周農林第826号）が発出され、農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定により、目標地図の素案を作成し、市へ提出するよう求められた。

目標地図の素案の作成を求める区域（地区）は、菊川、大向、大道理、夜市、戸田、湯野、須々万、中須、須金、長穂、和田、三丘、高水、勝間、大河内、八代及び鹿野の17地区とし、提出期限は、地区ごとに実施する農業者等による協議の場を設置する日までとされた。

エ 目標地図の素案の作成を総会で報告

ウの求めを受け、農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定により、委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成することを、8月総会で報告した。

オ 先行して取り掛かる区域での目標地図の素案作成に向けた取組

（ア） アンケート調査（11月～2月）

徳山北部地区協議会、熊毛地区協議会及び鹿野地区協議会の区域では、耕作者等の意向把握を行うため、推進委員の担当区域ごとに、アンケート調査を実施した。

「優先して守るべき農地（案）」を推進委員と農業委員の協議で選定の上、その農地の耕作者を推進委員が訪問する等によりアンケート用紙を配付し、回答してもらって、タブレット端末から直接データを入力した。

その他の農地の耕作者等に対しては、事務局からアンケート用紙を郵送し、返信されたアンケート結果をデータ入力した。

（イ） 地域計画策定の事前説明会（11月～3月）

次のとおり、徳山北部地区協議会、熊毛地区協議会及び鹿野地区協議会の区域内の10地区で、農林課、各市民センター、山口県周南農林事務所、JA山口県等の関係職員とともに地域住民への地域計画策定の事前説明会を開催した。

地区名	開催日	開催場所
大道理地区	11 月 27 日	大道理市民センター
大向地区	11 月 30 日	大向市民センター
長穂地区	1 月 29 日	長穂市民センター
鹿野地区	1 月 30 日	コアプラザかの
中須地区	2 月 1 日	中須市民センター
須金地区	2 月 1 日	須金市民センター
須々万地区	2 月 17 日	須々万市民センター
八代地区	3 月 5 日	八代市民センター
高水地区	3 月 12 日	高水市民センター
三丘地区	3 月 18 日	三丘市民センター

事前説明会の開催にあたっては、各地区担当の農業委員及び推進委員が地域の農業者等へ声かけを行い、市民センターがコミュニティ推進組織や自治会等へ通知や回覧を行うなど、地元住民等に対し事前説明会開催の周知を図り参加を促した。

(3) 農地法等関係活動

ア 農地法関係活動

(ア) 農地等の権利移動に係る許可事務等の適正執行

第3条（農地等の権利移動）に規定する許可については、申請書が提出されたら事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて申請書等の補正を求め、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可処分をした。

届出を要する相続等による権利取得の届出は、事務局で書類審査等を行い、受理したことを総会で報告した。

なお、令和4年11月総会で全部効率利用要件を満たしていないため第3条許可申請を不許可としたものについて、再び「農地等権利移動許可申請書」の提出があったが、遊休農地は解消されておらず、全部効率利用要件を満たしていないため、10月総会において再度不許可と決定した。

(イ) 農地転用に係る許可事務等の適正執行

第4条（農地の転用）又は第5条（農地等の転用のための権利移動）に規定する許可については、申請書が提出されたら事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて申請書等の補正を求め、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可処分をし、都市計画法で定める開発行為の許可

など一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可処分をした。

常設審議委員会の意見聴取事案については、総会では許可相当と決定し、常設審議委員会の審議後に、原則、常設審議委員会の決定があった日付で許可処分をし、前述と同様に一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可処分をした。

届出を要する市街化区域内にある農地の転用、転用制限の例外、権利移動制限の例外などの届出は、事務局で書類審査等を行い、受理したことを総会で報告した。

なお、業務マニュアル整備の第一弾として、「農地転用マニュアル」を2月28日に策定したが、農林水産省の3月28日付け通知「資材置場等の目的での農地転用許可の取扱いについて」を受けて、4月1日付けで改訂した。

(ウ) 太陽光発電設備に係る農地転用の指導徹底

委員会では、農地を転用し、太陽光発電設備を設置される方に遵守していただきたい事項をまとめた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」（令和3年7月作成、令和5年3月一部改正）を市ホームページに掲載するとともに、窓口へも備え付けた。

さらに、窓口に来られた事業者へは、別途作成した「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」を直接配付し、周辺への配慮の重要性を強調し、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」も例示した上で、周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々への計画の事前説明を十分された後に農地転用申請をされるようお願いした。

また、太陽光発電設備の設置に係る委員会の農地転用の許可についての方針を「太陽光発電設備の設置に係る農地転用の方針」（令和5年12月1施行）として示し、市ホームページで公表した。

なお、令和6年4月1日に農地法施行規則の一部改正が施行され、営農型太陽光発電に関することが法制化されることから、この方針を同日付けで改正した。

(エ) 常設審議委員会（山口県農業会議）の意見聴取等

委員会の許可を要する面積30アールを超える農地、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地の転用、営農型太陽光発電施設その他農業委員会が必要と認める転用事案並びに農地法等で都道府県機構（山口県農業会議）の意見を聴かなければならないとされたものについて、意見聴取事案として常設審議委員会に提出し、審議を求めた。

なお、意見聴取事案以外の許可を要する転用事案については、参考として資料提供した。

(オ) 農地転用許可後の転用事業の進捗管理

農地転用許可を受けた転用事業者は農地転用許可済標識を貸与し、許可を得て転用していることが明確に分かるよう、許可を受けた土地に設置し、許可のあった事業計画に従って転用が達成するまで掲示してもらった。

転用事業者は、工事が完成するまでの間、事業の進捗状況を委員会に報告するとともに、転用事業が完了したときは委員会に報告してもらった。

地区担当の委員等は、転用事業者の報告を現地確認するほか、適宜現地を確認し、その結果を事務局に報告した。

事務局は、転用事業の進捗状況を把握し、事業計画どおりに事業が行われていなければ、事業実施の指導・勧告などを行うこととした。

(カ) 農地所有適格法人の要件確認等

農地所有適格法人から徴収した法人要件の報告について、事務局で審査を行い、要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たしていることを確認の上、受理したことを総会で報告した。

(キ) 農地パトロール（利用状況調査）の実施

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査（以下「利用状況調査」という。）を行なわなければならないとされており、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、無断・違反転用の発生防止・早期発見の効率的・効果的な実施の観点から、農地パトロール（利用状況調査）として、8月頃を実施時期として設定の上、実施した。

実施に当たっての説明会は、7月24日の委員等の改選の前に新農業委員候補者及び新推進委員候補者に対して行う必要があることから、次期地区協議会準備会の中で行った。

農地パトロール（利用状況調査）は、調査対象農地、約32,000筆、2,800ヘクタールを現地調査し、調査表により①1号遊休農地（緑：草刈り等で解消）、②1号遊休農地（黄：基盤整備が必要）、③2号遊休農地（利用の程度が著しく劣っている）、④第33条第1項（耕作者が不在又は不在となる恐れのある農地）、⑤再生利用が困難な農地、⑥耕作中（1年以内に収穫）、⑦自己保全（維持管理中）に区分し、さらに遊休農地等（①～③、⑤）の現況（遊休化した理由）及び遊休農地等の発生場所を区分した。

令和5年度の農地利用状況調査の結果は、次のとおりである。

区分	田		畑		樹園地		計	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
① 1号遊休農地（緑）	1,723	1,628,846.45	881	365,299.01	6	4,183.00	2,610	1,998,328.46
② 1号遊休農地（黄）	186	180,762.01	140	64,530.87			326	245,292.88
③ 2号遊休農地	55	65,476.50	29	17,332.00	2	2,564.00	86	85,372.50
④第33条第1項								
⑤再生利用が困難	191	120,321.03	181	74,277.38	7	2,936.00	379	197,534.41
⑥耕作中	10,110	12,888,161.56	4,568	2,184,163.87	215	368,240.25	14,893	15,440,565.68
⑦自己保全	2,970	2,663,869.41	2,010	851,821.87	62	31,653.75	5,042	3,547,345.03
不明等	5,046	4,934,402.17	3,824	1,284,013.87	68	66,046.79	8,938	6,284,462.83
調査対象の合計	20,281	22,481,839.13	11,633	4,841,438.87	360	475,623.79	32,274	27,798,901.79

（注）調査対象の合計は、調査開始時点での数値。調査後の転用や現況地目の変更があるため、年度末の遊休・荒廃農地面積とは一致しない。

（ク） 利用意向調査の実施

農地パトロール（利用状況調査）の結果、1号遊休農地（緑）、1号遊休農地（黄）又は2号遊休農地とされた農地の所有者には事務局から「利用意向調査書」等を返信用封筒とともに郵送（2月21日に発送）し、5つの選択肢（①農地中間管理事業を利用、②自ら所有権の移転・賃借権の設定、③自ら耕作、④①～③以外の農業上の利用、⑤農業上の利用を行う意思がない）から選択した農地利用の意向を「農地における利用の意向について（回答書）」に記入してもらい回収した（回答期限は3月21日）。

令和5年度の利用意向調査の結果は、次のとおりである。

区分	田		畑		樹園地		その他		計	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
①農地中間管理事業を利用	201	201,517.22	95	35,961.57	1	181.00			297	237,659.79
②自ら所有権の移転、賃借権の設定	39	33,735.87	15	8,224.12			2.00	2,502.00	56	44,461.99
③自ら耕作	225	205,277.56	169	79,313.35	2	1,305.00	1.00	434.00	397	286,329.91
④①～③以外の農業上の利用	73	61,646.45	26	10,763.61					99	72,410.06
⑤農業上の利用を行う意思がない	259	232,793.72	128	49,358.09	1	2,383.00	11.00	9,680.00	399	294,214.81
その他の回答										
回答なし	533	511,830.51	273	103,421.75	1	740.00	8.00	4,984.00	815	620,976.26
調査対象の合計	1,330	1,246,801.33	706	287,042.49	5	4,609.00	22	17,600.00	2,063	1,556,052.82

（注）調査対象の合計は、調査開始時点での数値。利用状況調査後に転用や現況地目の変更があるため、利用状況調査の①～③の合計とは一致しない。

（ケ） 非農地判断の実施

農地パトロール（利用状況調査）又は日常活動としての農地パトロールにより、再生利用が困難な農地とされた土地について、事務局の事前調査を経て、土地所有者に事前通知書を送付した上で、委員等3人以上と事務局で現地調査をし、非農地判断を行ったが、一部には実施できず、令和6年度に繰り越したものがあつた。

なお、土地の所有者への非農地通知書の交付、周南市、山口地方法務局周南支局等への非農地通知一覧表による通知及び総会での非農地判断の結果の報告について、一部において令和6年度に回ったものがあった。

令和5年度の非農地判断の実施及びその結果は、次のとおりである。

区分		非農地判断の実施		非農地判断の結果			
				農地		非農地	
		筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)
登記簿 地目	田	277	201,918.94	63	58,542.72	214	143,376.22
	畑	191	73,260.91	30	12,202.00	161	61,058.91
	その他						
計		468	275,179.85	93	70,744.72	375	204,435.13

(コ) 非農地扱いとした土地等の非農地判断等

令和4年度より、過去に国の示す非農地判断の手續（事前通知、委員等の3人以上での現地調査・非農地判断、非農地通知書の交付及び非農地通知一覧表の作成・通知）を経ずに非農地扱いとした土地等について、改めて国の示す非農地判断の手續となるよう、補完する処理を行うこととしていた。

このうち、農地台帳の現況地目及び課税地目がともに非農地（田又は畑以外）である土地については、土地所有者等が非農地通知書の交付を希望した場合又は会長が必要と認めた場合は、非農地通知書を交付し、非農地であることを総会で報告することに改め、1月より運用を開始した。

課税地目が農地（田又は畑）である土地については、現地調査に替える航空写真が準備できず、非農地判断が開始できなかった。

(サ) 無断・違反転用の早期発見及び是正指導の強化

農地パトロール（利用状況調査）及び日常活動としての農地パトロールで無断・違反転用を早期発見し、是正指導を行った。

無断転用の発見後、無断転用の当事者に顛末書の提出を求め、総会に諮って追認許可をした。

令和4年度に発生した行政指導に応じない事案1件については、令和4年度は、総会の議決を経て違反転用者等に是正指導を行い、是正措置を勧告し、令和5年3月15日付け命令書により原状回復等の措置を講ずることを命令した。

原状回復等の措置の履行期限は、命令書受領後3か月であるが、令和5年度に入って、違反転用者等が命令に従わなかったため、8月総会で刑事

訴訟法第 239 条第 2 項に規定する告発をすることを議決し、命令書に対する処分取り消しの訴えを提起できる期間 6 か月が経過した後の 10 月 6 日に警察署に告発状を提出し受理された。

その後、3 月 29 日に山口地方検察庁周南支部から 3 月 27 日付けの「処分通知書」が届いたが、不起訴処分としたことの通知であった。

令和 6 年度に入り、不起訴処分となった理由を問い合わせたところ、4 月 22 日に、4 月 18 日付けの「不起訴処分理由告知書」が届いたが、「(不起訴の理由) 起訴猶予」との記載のみであった。

(シ) 農地の賃貸料情報の提供

令和 5 年分として、1 月から 12 月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料（調査対象賃貸借件数 377 件）を集計し、その平均値を求めた 10 アール当たりの賃借料水準（平均額）を 2 月 13 日に公表した。

(ス) 農地台帳の整備・管理

農地台帳は農業委員会サポートシステムに情報化され、委員会が所管する各種申請、諸証明など業務全般の基本となっており、また、交付金事業の対象となっていることから、定期的に整備・補完するとともに適正に管理した。

令和 6 年 3 月 31 日現在の農地台帳における分類別の筆数及び面積は、次のとおりである。

区分		筆数 (筆)	面積 (㎡)
農地	田	25,476	26,029,704.62
	畑	15,591	6,322,913.93
	樹園地	393	498,913.79
	計	41,460	32,851,532.34
採草放牧地		68	350,014.00
農業用施設		271	45,064.79
非農地		68,718	31,796,414.63
計		110,517	65,043,025.76

(セ) 農地改良の届出

農地の盛土又は掘削により農地を改良する場合、水田の埋立てにより畑地を造成する場合その他の農地の改良をする場合の届出があったので、受理したことを総会で報告した。

(ソ) 開墾農地の耕作届出

山林、原野その他の農地でない土地を開墾して農地とした土地についての耕作届が提出されたら、委員等の3人以上が現地を確認の上、農地に該当するか否かの判断をし、その結果を総会で報告するとともに、農地である場合には、農地台帳に登載することになっているが、耕作届はなかった。

(タ) 土地の現況等についての照会に対する回答

山口地方法務局周南支局の登記官より地目変更登記に伴い、現況が農地であるか否か等についての照会があったので、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断及び現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告した。

なお、税務署、執行裁判所、弁護士会等からの照会はなかった。

(チ) 農地等の買受適格証明

民事執行法の規定による競売又は国税徴収法の規定による公売（以下「競売等」という。）に付された第3条又は第5条に規定する許可を要する農地等についての買受適格証明は、買受適格証明願いにより、事務局と地区担当の農業委員で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出し審議・決定の上、農地等の買受人となった場合は許可が得られるものであることを証明するものであるが、買取適格証明願いはなかった。

なお、買受適格証明書を交付した者が落札し、正式に許可申請があった場合は、事務局で提出書類を確認し、買受適格証明書交付時と事情が同一のときには総会の議決は経ずに許可し、その旨を総会で報告することになっているが、該当するものはなかった。

また、競売等に付された第5条第1項第6号に規定する届出を要する市街化区域内にある農地等についての買受適格証明は、買受適格証明願いにより、事務局で書類審査を行い、農地等の買受人となった場合は届出受理が得られるものであることを証明し、その旨を総会で報告することになっているが、買受適格証明願いはなかった。

(ツ) 現況が農地でないことの証明等

非農地証明願いにより、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断を行い、その結果、農地に該当しないと決定したものには非農地証明書を交付し、農地に該当すると決定したものには非農地証明が適当でないと認め非農地証明願返戻通知書により通知し、その旨を総会で報告した。

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動

(ア) 旧農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画の認可の通知受理

農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正され4月1日から施行されたが、経過措置として、地域計画が策定されるまでの間、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業の推進に関する法律」という。）第18条第7項の規定に基づき、山口県知事より農地中間管理機構の農用地利用配分計画を認可した旨の通知があったのでこれを受理した。（6月、9月、12月、2月）

ウ 農業経営基盤強化促進法関係活動

(ア) 基本構想の変更に係る意見聴取

周南市長より意見を求められた基本構想の変更について、9月総会で審議した結果、特に意見がなく承認することを決定し、周南市長に回答した。

(イ) 旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定事務

農業経営基盤強化促進法が一部改正され4月1日から施行されたが、経過措置により、地域計画が策定されるまでの間、改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）に基づく利用権制度が継続されることとなった。

次のとおり各地区協議会を開催し、その中で利用権設定の説明会を開催した。

地区協議会名	開催日	開催場所
南部地区協議会	10月30日	市役所本庁舎・第2委員会室
西部地区協議会	10月31日	夜市市民センター
徳山北部地区協議会	11月1日	長徳市民センター
熊毛地区協議会	11月2日	ゆめプラザ熊毛
鹿野地区協議会	11月6日	コアプラザかの

推進委員は地域の窓口となり、貸し借りの仲介を行い、貸し手、借り手の意向確認をして「農業経営基盤強化促進事業利用権設定申出書」を作成し提出した。

更新分申出書の提出締切は1月10日、新規分申出書の提出締切は年4回、1月・4月・7月・10月の末日であった。

市では、この農業委員会等による農地利用調整の結果をとりまとめて、農用地利用集積計画（案）を作成された。

令和５年度に手続があった更新・新規別の申出件数は、次のとおりである。

区分	更新	新規	合計
申出件数（件）	186	136	322

また、令和５年度の更新・新規の手続を含む令和６年４月１日現在の利用権設定の状況は、次のとおりである。

区分	筆数 (筆)	面積 (㎡)
田	4,035	6,473,897.11
畑	277	292,886.88
樹園地	16	50,928.00
計	4,328	6,817,711.99

(ウ) 農用地利用集積計画の決定

地域計画が策定されるまでの間、経過措置として、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、周南市長より決定を求められた農用地利用集積計画（案）について、総会で審議し決定した。（６月、９月、１２月、３月総会）

エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動

(ア) 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外・編入・非農地判定分）については、事務局と地区担当の農業委員で現地調査（除外及び編入に限る。）を行い、総会で審議し、意見を周南市長に回答した。

オ 租税特別措置法関係活動

(ア) 納税猶予に関する適格者証明

贈与税の納税猶予（第 70 条の 4 第 1 項に規定）に関する適格者証明願いはなかった。

相続税の納税猶予（第 70 条の 6 第 1 項に規定）に関する適格者証明願いはなかった。

(イ) 納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明

贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったので、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付したが、総会での報告は、令和6年度になった。

相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったので、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付した上で、総会で報告した。

(ウ) 納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答

贈与税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての照会はなかった。

相続税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての照会はなかった。

カ 地方税法関係活動

(ア) 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明

贈与により取得した農地等について、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いはなかった。

(イ) 不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明

贈与により取得した農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったので、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付した上で、総会で報告した。

(4) 組織活動

ア 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見について、委員等に意見案の提出を求め、次のとおり、要望意見項目を取りまとめ、「令和6年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」として調製の上、11月総会で審議・決定し、11月22日に周南市長に「意見書」を提出した。

周南市長からは、令和5年12月20日付け文書により回答があった。

要望意見項目	
1	担い手への農地利用の集積・集約化
	(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援
	(2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実
	(3) 「農用地利用集積等促進計画」に一本化などの制度変更の周知・啓発
2	遊休農地の発生防止・解消
	(1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援
	(2) 担い手の発掘、担い手への直接支援
	(3) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進
	(4) 鳥獣被害防止対策の推進
3	新規参入の促進
	(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進
	(2) 下限面積要件の撤廃に伴う新規就農者の受け入れ推進
4	その他
	(1) 水田活用の直接支払交付金の見直しへの対応
	(2) 市民農園制度の活用
	(3) 「農用地の保全等に関する事業」の検討
	(4) 太陽光発電施設と地域コミュニティの受容性との調和
	(5) 相続登記申請の義務化の周知
	(6) 地方税法第 381 条による地目変更の申出の実施
	(7) タブレット端末の完全導入
	(8) 「農業委員会だより」の年 2 回発行

イ 新規参入相談会への参加

次のとおり、地域農林水産業を支える新たな担い手を確保するため、農業大学校学生や就業希望者に対して農林水産業への就業イメージ作りや県内求人法人、研修制度等の情報を提供する「やまぐち農林水産業新規就業ガイダンス」（主催：公益財団法人やまぐち農林振興公社）へ、相談ブースを設け、出展した。

開催日	相談会名	開催場所
8 月 6 日	令和 5 年度第 1 回 やまぐち農林水産業新規就業ガイダンス	山口市・山ログランドホテル
1 月 28 日	令和 5 年度第 2 回 やまぐち農林業新規就業ガイダンス	防府市・山口県農林総合技術センター

ウ 令和 5 年度の最適化活動の目標の設定・公表（再掲）

「令和 5 年度最適化活動の目標設定等」をまとめ、4 月総会で議決し、市ホームページで公表した。

エ 令和４年度の最適化活動の点検・評価結果等の公表（再掲）

「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をまとめ、６月の総会で議決し、市ホームページで公表した。

オ 規則、規程、要綱、要領等の整備

次のとおり、規則、規程、要綱及び要領を整備した。

題名	区分	施行日
周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱	一部改正	４月１日
周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設）に係る届出に関する要綱	一部改正	４月１日
周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	一部改正	４月１日
周南市農業委員会会長専決規程	一部改正	４月１１日
周南市農業委員会事務局規程	一部改正	４月１１日
周南市農業委員会事務局長等専決要綱	一部改正	４月１１日
周南市農業委員会会長専決規程	一部改正	６月１６日
周南市農業委員会事務局規程	一部改正	６月１６日
周南市農業委員会事務局長等専決要綱	一部改正	６月１６日
周南市農業委員会総会会議規則	全部改正	７月１０日
周南市農業委員会会長等互選規程	新設	７月１０日
周南市農業委員会規程	一部改正	７月１０日
周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領	一部改正	１１月１日
周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	一部改正	１１月１日
周南市農業委員会開墾農地の届出に係る事務処理要領	新設	１月１９日
周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	一部改正	１月２９日
周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱要綱	新設	３月１日
周南市農業委員会タブレット端末に関する運用要綱	新設	３月１日
周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領	新設	３月１日
周南市農業委員会会長専決規程	一部改正	３月１１日
周南市農業委員会事務局規程	一部改正	３月１１日
周南市農業委員会事務局長等専決要綱	一部改正	３月１１日

カ 農業委員・推進委員・事務局の情報の共有化

毎月開催の委員全員協議会で、国からの資料、山口県からの資料、全国農業会議所からの資料、山口県農業会議からの資料等を農業委員に配付するとともに、同じものを推進委員にも送付することで、農業委員・推進委員・事務局職員の情報共有ができ、意識・知識の向上が図れた。

配付・送付した主な資料は、次のとおりである。

配付月	配付した資料等		資料の発出元等
4 月	令和 5 年度最適化活動の目標の設定と令和 4 年度最適化活動の自己点検・評価の説明会での意見の概要		事務局
5 月	A C S 通信第 21 号（5 月 1 日発行）		事務局
	違反転用について		事務局
6 月	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについて		山口県農業会議
	自然災害等により被害を受けられた場合の農業者年金業務の取扱いについてお知らせ		農業者年金基金
	農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアル		全国農業会議所
	任命・委嘱までの今後のスケジュール		事務局
	周南市農業員会提供の 6 月 2 日の全国農業新聞の記事		全国農業新聞
7 月	次 期 農 業 委 員 会 準 備 会	新農業委員名簿	事務局
		周南市農業委員会・組織図	事務局
		周南市農業委員会地区協議会設置要綱	事務局
		周南市農業委員会幹事会設置要綱	事務局
		周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者名簿（区域番号順）	事務局
		農業委員会の業務	事務局
		第 3 条・第 4 条・第 5 条許可申請の流れ	事務局
		「地域計画」の策定に向けた活動（農業委員・推進委員活動マニュアル抜粋、以下同じ）	全国農業会議所
	令和 5 年度政策提案における要請のポイント（令和 5 年度全国農業委員会会長大会決議）		全国農業会議所
	農業振興地域整備計画（案）の縦覧について		農林課
	次 期 地 区 協 議 会 準 備 会	新農業委員名簿	事務局
		周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者名簿（区域番号順）	事務局
		周南市農業委員会・組織図	事務局
		周南市農業委員会地区協議会設置要綱	事務局
		農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について	全国農業会議所
		コンプライアンス研修	全国農業会議所
		全国農業新聞パンフレット	全国農業会議所
		令和 5 年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領	全国農業会議所
		利用状況調査の手引き	事務局
		農業委員会活動記録簿のつけ方	事務局
		農業委員会活動記録簿「活動項目」の解説	事務局
		「見たこと」「聞いたこと」どんどん記帳	事務局
		農業委員会活動記録簿の記入例	事務局
		「地域計画」の策定に向けた活動	全国農業会議所

		地域計画の策定 座談会のながれ	農林課	
		地域計画エリア図	農林課	
		人・農地プランのエリア分けの変遷	農林課	
		実質化された人・農地プラン	農林課	
		目標地図の素案作成を先行する徳山北部地区、熊毛地区、鹿野地区のみ配付		
		優先して守るべき農地（案）を決めるための地図（後日送付）	事務局	
		説明会・座談会にお呼びする方を決める際の参考となる農林課案	農林課	
		5,000 ㎡を超える耕作者のリスト	事務局	
	7 月 24 日	令和 5 年度次期地区協議会準備会での主な質問、回答	事務局	
		農業委員・推進委員活動マニュアル	全国農業会議所	
		ご就任のお祝と全国農業新聞のご活用のご願いについて	全国農業会議所	
		農業者年金 年金の仕組みとメリット	農業者年金基金	
		令和 5 年度最適化活動の目標設定等（初めての委員等のみ）	事務局	
令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（初めての委員等のみ）		事務局		
地域計画策定に向けた第 2 回地区協議会以降について	事務局			
8 月	地域計画と目標地図の素案に係る農地利用最適化推進委員さんとの協議事項等について		事務局	
	2023 年度 農業委員会業務必携 90 号		全国農業会議所	
	令和 5 年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会	今後の農業経営意向に関する調査へのご協力のお願い	全国農業会議所	
		活動記録簿 記録ガイド	全国農業会議所	
		農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアル	全国農業会議所	
		非農地判断マニュアル	全国農業会議所	
		現地確認アプリ活用事例・目標地図例	全国農業会議所	
		農業委員・農地利用最適化推進委員の取組事例	山口県農業会議	
		相続登記の申請が義務化されます！	全国農業会議所	
		農業者年金の加入推進について	山口県農業会議	
		農業者年金市町別推進状況	山口県農業会議	
		情報提供活動の推進について	山口県農業会議	
		全国農業新聞やまぐち普及推進ニュース	山口県農業会議	
		2023 年版 進めよう！「地域計画」	全国農業会議所	
		今こそ農業委員会に女性の力を！	全国農業会議所	
		信頼される農業委員会であるために	全国農業会議所	
		農業者年金加入推進事例集 vol.15	全国農業会議所	
		まんがでわかる！農業者年金	全国農業会議所	

		農業者年金制度と加入推進 2023 年度版	山口県農業会議
		2023 年度版 農家相談の手引	全国農業会議所
		全国農業新聞購読申込書	全国農業会議所
		全国農業新聞を読もう！！紙面徹底解説パンフレット 2023 年度版	全国農業会議所
		図書目録 2023 年度 No. 2	全国農業会議所
9 月	太陽光発電設備の設置に係る農地転用の方針（案）		事務局
	熊毛地区協議会「地域計画、目標地図の素案の作成について」農業委員、推進委員の意見、質問、回答等の概要		事務局
	鹿野地区協議会「地域計画、目標地図の素案の作成について」農業委員、推進委員の意見、質問、回答等の概要		事務局
	ACS 通信第 22 号（8 月 1 日発行）		事務局
	ACS 通信第 23 号（9 月 1 日発行）		事務局
10 月	令和 6 年度に向けた山口県の農業施策に関する意見書		山口県農業会議
	ここが変わる 農業経営基盤強化促進法等の一部改正		全国農業会議所
	利用権設定業務説明会	利用権設定の手引き	事務局
		1 農業委員会の役割、2 農地利用の最適化とは、3 農業経営基盤強化促進法等の改正の概要、4 地域計画を策定する目的と農業委員会の関わり	事務局
		地域計画策定～目標地図の素案作り工程表（先行する徳山北部地区、熊毛地区、鹿野地区）	事務局
11 月	地区協議会での目標地図の素案に係る説明時の意見		事務局
	太陽光発電設備の設置に係る農地転用の方針		事務局
	ACS 通信第 24 号（11 月 1 日発行）		事務局
12 月	タブレット端末の適切な管理の徹底について		農林水産省
1 月	令和 6 年度農業関係予算の確保及び農地・担い手等関連施策に関する要請		全国農業会議所
	市長からの「令和 6 年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見書について（回答）」		秘書課
	農業保険制度の普及拡大へ向けて		山口県農業共済組合
2 月	目標地図の素案の作成について		事務局
	農業委員会サポートシステム目標地図（素案）作成機能（抜粋）		農地情報公開システム運用保守推進共同事業体
	周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（予定）		事務局
	周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程（予定）		事務局
	周南市農業委員会事務局長等専決要綱の一部を改正する要綱（予定）		事務局

	周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領（予定）	事務局
	周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱要綱（予定）	事務局
	周南市農業委員会タブレット端末に関する運用要綱（予定）	事務局
	農地法制の見直しの方向性について	農林水産省
	周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の一部を改正する要綱	事務局
	周南市農業委員会開墾農地の届出に関する事務処理要領	事務局
	A C S 通信第 25 号（1 月 1 日発行）	事務局
	環境政策課のホームページのトップ画面（太陽光発電設備に関する相談窓口と記載）	環境政策課
	「利用意向調査表」及び「農地・非農地の判断に係る事前通知書」の送付について（お知らせ）	事務局
3 月	令和 6 年度最適化活動の目標設定等	事務局
	最適化活動の自己点検評価実施マニュアル	事務局
	周南市農業委員会事務局長等専決要綱の一部を改正する要綱	事務局
	周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱要綱	事務局
	周南市農業委員会タブレット端末に関する運用要綱	事務局
	周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領	事務局
	令和 6 年度周南市農業委員会定例会の開催日等	事務局

キ デジタル化の推進

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: D X。I T 技術を活用して従来の組織や事務などを変革していくこと。）も視野に入れ、デジタル化を推進することとし、国の令和 3 年度補正予算に係る農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業として、令和 4 年度に導入したタブレット端末を、先行して目標地図の素案作成に取り組む徳山北部地区、熊毛地区及び鹿野地区の推進委員 19 人に貸与した。

全委員等にタブレット端末が行き渡るように、不足する台数分の導入経費について、令和 5 年度当初予算、令和 6 年度当初予算と 2 年度に渡り予算要求をしたが、予算措置がなされなかった。

ク 事業報告の作成・公表

令和 4 年度終了後、一年間の総会審議等の状況、農地法等に基づく処理状況、委員等の活動状況等を「令和 4 年度周南市農業委員会事業報告書」とし

てまとめ、6月総会での承認後、市ホームページで公表し、活動状況や成果の見える化を図った。

(5) 研修活動

ア 山口県農業会議主催の研修会等へ出席

次のとおり、「農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」を始めとする山口県農業会議が主催する研修会等へ出席し、個々の資質の向上を図った。

なお、事務局職員が出席したものは、事務局内で情報を共有し、研修成果を水平展開した。

開催日	研修会等の名称	開催場所
5月12日	農業委員会事務局長会議	山口県自治会館
6月2日	令和5年度農業者年金業務担当者的会議	山口市・JAビル
7月1日	農業委員会サポートシステム及び全国データベース等操作研修会	山口県自治会館
8月4日	令和5年度山口県農業委員会職員研究会通常総会及び研修会	山口県自治会館
8月8日	令和5年度山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会（中部ブロック）	防府市・山口県農林総合技術センター 防府市役所
8月23日	令和5年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（周南市・下松市合同）	周南市 徳山保健センター
8月24日	令和5年度農業者年金加入推進特別研修会	山口市・セトコア山口
9月4日	令和5年度農業者年金記録管理システム研修会	山口市・JAビル
11月9日	令和5年度農業者年金加入推進特別研修会	山口市・セトコア山口
12月5日	令和5年度山口県農業委員会女性協議会第1回研修会	山口市・防長苑
12月15日	令和5年度農業者年金業務担当者研修会	山口市・JAビル
2月22日	令和5年度山口県農業委員会職員研究会研修会	山口県自治会館
3月21日	山口県農業委員会女性協議会第16回総会 令和5年度山口県農業委員会女性協議会第2回研修会	山口市・防長苑

イ 山口県農業振興課主催の研修会等へ出席

次のとおり、山口県農業振興課が主催する研修会等へ出席し、個々の資質の向上を図るとともに、事務局内で情報を共有し、研修成果を水平展開した。

開催日	研修会等の名称	開催場所
2月8日	太陽光発電施設設置手続きに関する研修会	山口県庁

	(広島県主催のウェブ会議に参加)	
2月20日	地域計画に係る研修会	山口市・山口県セ ミナーパーク

ウ やまぐち農林振興公社農地中間管理部主催の研修会等へ出席

次のとおり、公益財団法人やまぐち農林振興公社の農地中間管理部が主催する研修会等へ出席し、個々の資質の向上を図るとともに、事務局内で情報を共有し、研修成果を水平展開した。

開催日	研修会等の名称	開催場所
2月20日	「農用地利用集積等促進計画」に係る説明会	山口市・山口県セ ミナーパーク

エ 研修会の開催

次のとおり、独自の研修会として、タブレット端末を貸与した徳山北部地区、熊毛地区及び鹿野地区の推進委員を対象に、「タブレット研修会」を開催した。

開催日	研修会等の名称	開催場所
8月7日	第1回タブレット研修会	周南市役所
1月31日	第2回タブレット研修会 (意向把握調査入力方法説明会)	周南市役所

また、前述の7月の次期農業委員会準備会、次期地区協議会準備会での農地パトロール（利用状況調査）説明会、10月・11月の各地区協議会での利用権設定事務説明会においては、説明のみならず意見交換も行い、研修の場でもあった。

オ 図書、リーフレット等の配付（再掲）

全国農業会議所編集・発行の図書、リーフレット、パンフレットを委員等の全員に配付することにより、自己研鑽し、資質の向上が図られ、農業者に対する情報提供活動に活用できた。

(6) 情報提供活動

ア 「しゅうなん農業委員会だより」を創刊

農業委員会の活動を、農業者及び一般の市民の方々に、より身近で見える活動として伝えるために、独自の広報紙「しゅうなん農業委員会だより」を9月1日に発行し、「広報しゅうなん」と一緒に全戸配布した。

なお、創刊号の内容は次のとおりである。

頁	内容（ヘッドライン等から）
1 頁	・ 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選がありました（2～3 ページで紹介しています） ・ 表紙写真（農地パトロールの様子） 8 月から 9 月にかけて遊休農地や荒廃農地、無断転用などを把握する農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。 ・ 会長あいさつ
2 頁	・ 農業委員（19 名）の紹介（各農業委員の顔写真） ・ 用語の解説（農業委員、推進委員、「農地等の利用の最適化」の推進、地区協議会）
3 頁	・ 農地利用最適化推進委員（32 名）の紹介（各推進委員の顔写真） ・ 任期満了により退任された方々へお世話になりました。
4 頁	・ 相続登記の申請が義務化されます 相続登記の申請の義務化（令和 6 年 4 月 1 日施行） 相続人申告登記の創設（令和 6 年 4 月 1 日施行） ・ 農業経営の意向に関する調査にご協力をお願い

イ 市広報による情報提供

次のとおり、広報「しゅうなん」に掲載した。

号	内容
8 月号	情報ひろば「お知らせ」 農地の利用状況調査
11 月号	情報ひろば「お知らせ」 農業委員会からのお知らせ ・ 利用権の設定（農地の貸し借り） ・ 農業者年金

ウ 市ホームページによる情報提供

次のとおり、農業委員会のページを更新した。

令和 5 年度に更新した項目等	
農地法関係の手続き	
	農業委員会様式集
	農地の賃借料情報 周南市賃借料情報（令和 5 年分）
	非農地証明
	利用権の設定について
	農地の権利移動、転用等の許可申請締切日は毎月 20 日です
	農地の権利移動
太陽光発電設備に係る農地転用について	
	太陽光発電設備に係る農地転用の方針
農業委員会について	
	周南市農業委員会の事業計画・事業報告 令和 5 年度の事業計画 令和 4 年度の事業報告
	周南市農業委員会総会の議事録（開催日の 1 か月後に公表） 令和 5 年（2023）年 3 月 10 日開催総会会議録から

令和6年（2024）年2月13日開催総会会議録まで
農業委員会による意見の提出 令和6年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見
広報紙「しゅうなん農業委員会だより」を掲載しています しゅうなん農業委員会だより創刊号（2023年9月1日号）
農業委員会名簿 農業委員名簿（50音順）、農地利用最適化推進委員名簿（区域番号順）
農業委員会事務の実施状況 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 令和5年度最適化活動の目標の設定等

エ 庁内グループウェアによる情報提供

市職員に委員会の仕事内容や農地法の許可制度等に係る理解を深めてもらい、農地の無断・違反転用の防止や早期発見、また、市民からの相談の際の適切な対応や事務局へ適切につなぐことができるようにするため、令和3年6月に創刊した「ACS通信」（ACSとは、農業委員会事務局の英語表記（Agricultural Commission Secretariat）の頭文字）は、令和5年度も継続し、庁内グループウェアの掲示板に掲載した。

また、委員全員協議会でも報告し、委員等に配付した。

令和5年度のACS通信の内容は、次のとおりである。

号	発行日	内容
第21号	5月1日	令和5年度周南市農業委員会事業計画を策定
第22号	8月1日	新たに農業委員19名、農地利用最適化推進委員32名が決定しました。 農業委員、推進委員の主な職務内容
第23号	9月1日	農地パトロール（利用状況調査）を実施中 市が実施する事業に伴う農地の転用について
第24号	11月1日	相続未登記農地や共有農地の利用等についての相談が増えています。 所有者不明農地等の利用の促進
第25号	1月1日	農地法の許可申請や届出における代理、代行について 利用権設定の説明会を開催しました

（7） 日常活動

ア 農地パトロールによる農地の利用促進と無断・違反転用の早期発見

日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況把握に努めた。

また、無断・違反転用を発見し、事務局において適正指導を行った。

イ 農業者との情報交換

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、令和2年4月16日に全国に拡大されて以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日常の雑談・日常の相談活動が制約され、十分な活動ができない特別な環境であったが、5月8日から、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」になり、通常の活動ができるようになった。

そのような中、農家が抱える個々の問題を把握し、相談・指導・助言などで具体的な対応策を提案した。

（８） その他の活動

ア 農業者年金の普及啓発・加入促進・相談等

農業者年金制度の普及啓発及び新規加入の推進を図り、制度の強化・拡充に努め、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に資するとともに後継者への継承を促進し、農業経営基盤の強化を図った。

農業者年金の加入者数は、次のとおりである。

区分	令和 4年度末 (人)	令和5年度中の増減		令和 5年度末 (人)
		新規加入者 (人)	資格喪失・ 取消 (人)	
男	9			9
女	10			10
計	19			19

イ 国有農地の管理

農林水産省所管国有財産管理者（山口県知事）から土地を借り受けている者に対して、賃借料の徴収に関する事務や現地調査を行った。

国有農地の管理状況は、次のとおりである。

管理面積		管理状況					
		農耕貸付		未貸付		転用貸付	
筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)
6	3,702.00	1	193.00	4	3,203.00	1	306.00

ウ 全国農業新聞の普及拡大等

農業委員会の組織紙として、また、農家向けの情報紙としての性格を合わせもった新聞として発行を続けている「全国農業新聞」の購読の普及に努めた。

全国農業新聞の購読申込部数は、次のとおりである。

令和 4年度末 (部)	令和5年度中の増減		令和 5年度末 (部)
	新規申込 (部)	廃止 (部)	
108	19	21	106

また、地域の身近な紙面づくりのための情報を提供し、次の記事が掲載された。

掲載日等	内容（ヘッドライン等から）
6月2日・中国版	自然薯栽培、就農2年目「日々謙虚に感謝忘れず」 周南市 小笠原高志さん

5 まとめ

(1) 任期満了による委員等の改選

平成28年4月施行の改正農業委員会法により、最重要の事務として「農地等の利用の最適化」の推進が必須事務に加わり、農業委員と推進委員の体制になって、3期目を迎えた。

改選期に当たり、新農業委員の任命前、新推進委員の委嘱前の準備行為として、次期農業委員会準備会及び次期地区協議会準備会を開催した。

これらの準備会の開催により、組織としてスムーズな継承が行われ、また、切れ目のない事務処理を滞りなく行うことができた。

なお、任期満了による任命の後最初に行われる総会（臨時総会）の進行に備えて、改選前の7月総会に諮って、周南市農業委員会総会会議規則の全部改正及び周南市農業委員会会長等互選規程の制定を行った。

(2) 「しゅうなん農業委員会だより」を創刊

委員会では、初めてとなる単独での広報紙「しゅうなん農業委員会だより」を9月1日に発行し、「広報しゅうなん」と一緒に全戸配布した。

創刊号では、新農業委員及び新推進委員を顔写真付きで紹介できた。

今回は、年1回の発行であるが、広報委員会の編集により、①委員会からのお知らせ、②委員会の活動報告、③地域の農業情報の3つをバランスよく取り入れた紙面づくりを進めるためにも、9月と3月の年2回発行できるように、予算措置をお願いする。

(3) 目標地図の素案作成がスタート

周南市長から目標地図の素案を作成し、市へ提出するよう求められたので、

徳山北部地区、熊毛地区及び鹿野地区の3地区を、先行して令和5年度に目標地図の素案作成に取り掛かることとし、作業を開始した。

(4) タブレット端末の一部使用開始

令和4年度に導入したタブレット端末を、先行して目標地図の素案作成に取り組む徳山北部地区、熊毛地区及び鹿野地区の推進委員19人に貸与し、委員等の一部ではあるが使用を開始することができた。

タブレット端末は通信機能やGPS機能を備え、写真撮影もでき、現場で登録した出し手・受け手の意向等の情報、活動記録簿及び利用状況調査等の結果が、農業委員会サポートシステムに自動反映され、事務局の負担を大幅に軽減できるものであり、委員等が日々活動する中で、eMAFF地図と連携した現地確認アプリや意向把握アプリ、活動記録アプリを搭載したタブレット端末の完全導入は、委員会のデジタル化、DXの一丁目一番地である。

委員等の全員にタブレット端末が行き渡るように、予算措置をお願いする。

なお、タブレット端末の適切な管理を行うため、周南市農業委員会タブレット端末に関する運用要綱を制定した。

(5) 違反転用の刑事告発

違反転用者等が委員会の行政指導及び命令に従わず、その違法行為を継続し、又は繰り返しているので、刑事告発したが、起訴猶予になった。

「起訴猶予」ということで、検察官も違法であることは認めていると考えられるが、「不起訴」となった以上刑事責任は問われない。

これに対し不服申し立ても有効とは考えられず、代執行についても費用に対して著しく公益に反する等の状態でもないため、合理的に考えると進めることは適切であるとは言えない。

現時点では、状況を注視し、地道に定期的に行政指導（月1回以上）を継続するとともに、違反の状況が悪化する、構造物等が危険と認められる、他の法令に違反する等、状況が変化したときに必要な対応を検討する。

また、国の通知にもあるように、警察との連携強化も必要であり、今一度警察署と協議をしていく。

他県の資料にあったが、刑事告発した際に、警察と公表内容、日時を調整して、刑事告発した旨を公表することも考えられる。

なお、国では違反転用に係る原状回復措置を徹底することとし、農地法改正案では、原状回復命令に従わない場合は、公表することが盛り込まれている。

(6) 令和6年度へ向けて

この一年間、「チーム農業委員会」として、公平、公正で明るく開かれた信頼される組織運営に努めた。

今後とも、「チーム農業委員会」は、ワンチームとして情報を共有し、行動を一つに、本市の農業及び農業者の公的代表機関として、「現場主義」を第一に農業者の声に耳を傾け、寄り添う活動を推進する。

6 年間活動実績表

(日常活動を除く。)

月	日	項目
4月	10日	令和5年第4回総会・委員全員協議会
		「令和5年度最適化活動の目標設定等」を公表
		「令和5年度周南市農業委員会事業計画書」を公表
	28日	第85回常設審議委員会へ出席(会長・事務局)
5月	10日	令和5年第5回総会・委員全員協議会
	23日	農業委員会事務局長会議へ出席(事務局長)
	26日	第86回常設審議委員会へ出席(会長・事務局)
	29日	令和5年第1回農地利用最適化推進委員候補者評価委員会
6月	2日	令和5年度農業者年金業務担当者会議へ出席(事務局)
	5日	令和5年第2回農地利用最適化推進委員候補者評価委員会
	7日	第19区(富田・福川)の推進委員候補書の応募の取り下げがあり、再度、募集受付を開始(募集の期間:6月7日から7月4日まで)
	12日	令和5年第6回総会・委員全員協議会
		「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施実施状況」を公表
		「令和4年度周南市農業委員会事業報告書」を公表
	28日	第87回常設審議委員会へ出席(会長) 山口県農業会議第9回総会へ出席(会長)
7月	1日	農業委員会サポートシステム及び全国データベース等操作研修会へ出席(事務局)
	3日	次期農業委員会準備会
		仮の幹事会
	10日	令和5年第2回幹事会
		令和5年第3回農地利用最適化推進委員候補者評価委員会
		令和5年第7回総会・委員全員協議会(委員全員協議会の中で、この期をもって退任される農業委員の退任式を行った。)
	11日	次期地区協議会準備会(西部地区)
		農地パトロール(利用状況調査)説明会
	12日	次期地区協議会準備会(南部地区)
		農地パトロール(利用状況調査)説明会
	14日	次期地区協議会準備会(熊毛地区)
		農地パトロール(利用状況調査)説明会
	18日	次期地区協議会準備会(鹿野地区)
		農地パトロール(利用状況調査)説明会

	19 日	次期地区協議会準備会（徳山北部地区） 農地パトロール（利用状況調査）説明会
	24 日	農業委員辞令交付式
		令和 5 年第 8 回総会（臨時総会）
		推進委員委嘱状交付式
		令和 5 年第 1 回南部地区協議会
		令和 5 年第 1 回西部地区協議会
		令和 5 年第 1 回徳山北部地区協議会
		令和 5 年第 1 回熊毛地区協議会
		令和 5 年第 1 回鹿野地区協議会
		令和 5 年第 3 回幹事会
		令和 5 年第 1 回広報委員会
	28 日	第 88 回常設審議委員会へ出席（会長）
8 月	4 日	令和 5 年度山口県農業委員会職員研究会通常総会及び研修会へ出席（事務局）
	6 日	令和 5 年度第 1 回やまぐち農林水産業新規就業ガイダンスへ参加（会長・事務局）
	7 日	第 1 回タブレット研修会
	8 日	令和 5 年度山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会（中部ブロック）へ出席（委員等・事務局）
	10 日	令和 5 年第 9 回総会・委員全員協議会
	23 日	令和 5 年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（周南市・下松市合同）へ出席（委員等・事務局）
	24 日	令和 5 年度農業者年金加入推進特別研修会へ出席（委員等・事務局）
	28 日	第 89 回常設審議委員会へ出席（会長）
9 月	1 日	「しゅうなん農業委員会だより」を創刊
	4 日	令和 5 年度農業者年金記録管理システム研修会へ出席（事務局）
	11 日	令和 5 年第 4 回幹事会
		令和 5 年第 10 回総会・委員全員協議会
	28 日	第 90 回常設審議委員会へ出席（会長）
10 月	10 日	令和 5 年第 11 回総会・委員全員協議会
	30 日	第 91 回常設審議委員会へ出席（会長）
		南部地区協議会 利用権設定事務説明会
	31 日	西部地区協議会 利用権設定事務説明会
11 月	1 日	徳山北部地区協議会 利用権設定事務・目標地図の説明会
	2 日	熊毛地区協議会 利用権設定事務・目標地図の説明会
	6 日	鹿野地区協議会 利用権設定事務・目標地図の説明会
	9 日	令和 5 年度農業者年金加入推進特別研修会へ出席（委員・事務局）
	10 日	令和 5 年第 12 回総会・委員全員協議会
	22 日	「令和 6 年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見書」を周南市長へ提出

	27 日	地域計画策定の事前説明会（大道理地区）
	28 日	第 92 回常設審議委員会へ出席（会長）
	30 日	地域計画策定の事前説明会（大向地区）
12 月	5 日	令和 5 年度山口県農業委員会女性協議会第 1 回研修会へ出席（委員等・事務局）
	11 日	令和 5 年第 13 回総会・委員全員協議会
	15 日	令和 5 年度農業者年金業務担当者研修会へ出席（事務局）
	20 日	「令和 6 年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見書」への回答を受理
	21 日	第 93 回常設審議委員会へ出席（会長）
1 月	10 日	令和 6 年第 1 回総会・委員全員協議会
	24 日	農林課主催の家族経営協定の調印式へ出席（会長・事務局）
	28 日	令和 5 年度第 2 回やまぐち農林業新規就業ガイダンスへ参加（会長・事務局）
	29 日	第 94 回常設審議委員会へ出席（会長・事務局）
		地域計画策定の事前説明会（長穂地区）
	30 日	地域計画策定の事前説明会（鹿野地区）
2 月	31 日	第 2 回タブレット研修会（意向把握調査入力方法説明会）
	1 日	地域計画策定の事前説明会（中須地区）
		地域計画策定の事前説明会（須金地区）
	8 日	太陽光発電施設設置手続きに関する研修会へ出席（事務局）
		令和 6 年第 1 回幹事会
		令和 6 年第 2 回総会・委員全員協議会
	13 日	令和 5 年分の農地の賃借料を集計した「周南市賃借料情報」を公表
		地域計画策定の事前説明会（須々万地区）
	17 日	地域計画に係る研修会へ出席（事務局）
		「農用地利用集積等促進計画」に係る説明会に出席（事務局）
3 月	20 日	令和 5 年度山口県農業委員会職員研究会研修会へ出席（事務局）
	22 日	第 95 回常設審議委員会へ出席（会長・事務局）
	28 日	地域計画策定の事前説明会（八代地区）
	5 日	令和 6 年第 2 回幹事会
		令和 6 年第 3 回総会・委員全員協議会
	11 日	令和 6 年度最適化活動の目標を設定（翌 4 月総会に諮り公表）
		地域計画策定の事前説明会（高水地区）
	12 日	地域計画策定の事前説明会（三丘地区）
	18 日	山口県農業委員会女性協議会第 16 回総会・令和 5 年度山口県農業委員会女性協議会第 2 回研修会へ出席（委員等・事務局）
	21 日	第 96 回常設審議委員会へ出席（会長・事務局）
	28 日	

資 料 編

1 総会の議事

表 1 議案の個別件数

区分			根拠法令等	
許可申請	農地等の権利移動		農地法第3条第1項	1
	農地の転用		農地法第4条第1項	
	農地等の転用のための権利移動		農地法第5条第1項	
	農地等の賃貸借の解約等		農地法第18条第1項	
事業計画の変更承認申請	農地の転用		農地法第4条第1項	5
	農地等の転用のための権利移動		農地法第5条第1項	
許可の取消申請	農地等の権利移動		農地法第3条第1項	
	農地の転用		農地法第4条第1項	
	農地等の転用のための権利移動		農地法第5条第1項	
買受適格証明	耕作目的		農地法第3条第1項	10
	転用目的		農地法第5条第1項	
適格者証明	贈与税の納税猶予		租税特別措置法第70条の4第1項	
	相続税の納税猶予		租税特別措置法第70条の6第1項	
	不動産取得税の徴収猶予		地方税法附則第12条第1項、第4条第1項第1号	
和解の仲介（県に申出するか直接するかの判断）			農地法第25条第1項	15
違反転用	違反転用と認めその是正方針を決定		周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	
	違反転用者等に対して是正指導の内容を決定・是正措置を勧告		周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	
	違反転用者等に対する命令の内容を決定		周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	
	違反転用者に対する告発		周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	
非農地判断	非農地判断施行前に非農地判断扱いとした土地等の非農地判断の決定		周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断に関する要綱	20
	非農地判断に係る非農地判断の決定		周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領	
	非農地証明に係る非農地判断の決定		周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	
	登記官等からの照会に係る非農地判断の決定		周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	
農用地利用集積計画の決定			旧基盤強化法第18条第1項	
意見聴取	農用地利用集積等促進計画の策定		中間管理法第18条第3項	25
	基本構想	基本構想（基盤強化法第6条第1項）の策定	基盤強化法施行規則第2条	
		変更	基盤強化法施行規則第6条	30
	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画の策定（農振法第8条第1項）	農振法施行規則第3条の2第1項	
		農業振興地域整備計画の変更（農振法第13条第1項）	農振法施行規則第3条の2第2項	
	農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画	農用地利用計画の変更（除外）	農振法施行規則第3条の2第2項	
		農用地利用計画の変更（編入）	農振法施行規則第3条の2第2項	
農用地利用計画の変更（非農地等判定分）		農振法施行規則第3条の2第2項		
承認申請	特定農地貸付け（特定農地貸付法第2条第2項）		特定農地貸付法第3条第1項	
農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出			農業委員会法第38条第1項	
指針	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定		農業委員会法第7条第1項	35
	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更		農業委員会法第7条第1項	
前年度推進委員等の最適化活動の点検・評価				
前年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表			農業委員会法第37条・規則第15条第1項	
本年度最適化活動の目標の設定等			農業委員会法第37条・規則第15条第1項	
推進委員	農地利用最適化推進委員の委嘱		農業委員会法第17条	40
	農地利用最適化推進委員の解嘱		農業委員会法第21条	
	農地利用最適化推進委員の辞任の同意		農業委員会法第23条	
規則・規程の制定・改正				
農業委員会事業計画の策定				
農業委員会事業報告の承認				45
合計				

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	2	5	3	4	5		2	5	1	2	5		34
			1	1						2	1	2	7
	1	5	1	7	2	5	4	3	8	9	3	9	57
5								1					1
											1		1
								1					1
10													
15													
					1								1
20													
			11			5			34			306	356
25													
						1							1
30							6					5	11
							3						3
							118					1	119
								1					1
35													
			1										1
			1										1
	1												1
40				32									32
	2		2	2								2	8
	1												1
45			1										1
	7	10	21	46	8	11	133	11	43	13	10	325	638

(注) 継続審議の議案にかかる個別件数は、最初の提案の月、継続審議した月のどちらにも計上

表 2 報告の個別件数

区分			根拠法令等	
届出等の受理	権利取得	農地売買等事業の実施により取得	農地法第3条第1項第13号	1
		農地中間管理権を取得	農地法第3条第1項第14号の2	
		相続、遺産分与、時効、法人合併、法人分割等	農地法第3条の3	
	農地の転用	国・県の公共事業	農地法第4条第1項第2号	
		市街化区域内にある農地	農地法第4条第1項第7号	5
		制限の例外	農地法第4条第1項第8号・規則第29条	
	農地等の転用のための権利取得	国・県の公共事業	農地法第5条第1項第1号	
		市街化区域内にある農地等	農地法第5条第1項第6号	
		制限の例外	農地法第5条第1項第7号・規則第53条	
	農地所有適格法人等	農地所有適格法人の報告	農地法第6条第1項	10
		農地所有適格法人以外の法人等の報告	農地法第6条の2第1項	
		農地所有適格法人の要件を満たすに至った旨の届出	農地法第7条第5項	
	賃貸借	解除	農地法第18条第1項第4号	
解約等の通知		農地法第18条第6項		
農作物栽培高度化施設の設置			農地法第43条第1項	15
農地改良			周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱	
許可決定	国・県との協議の成立	農地の転用	農地法第4条第8項	
		農地等の転用のための権利取得	農地法第5条第4項	
	買受適格証明交付済	耕作目的	農地法第3条第1項	
		転用目的	農地法第5条第1項	20
開墾農地の耕作届出			周南市農業委員会開墾農地の届出に係る事務処理要領	
非農地判断	非農地判断の結果		周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領	
	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告		周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	
	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果		周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	
贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明			租税特別措置法第70条の4第1項	25
相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明			租税特別措置法第70条の6第1項	
不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明			地方税法附則第12条第1項、第4条第3項	
照会に対する回答等	贈与税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会の回答（税務署）		租税特別措置法第70条の4第38項	
	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会の回答（税務署）		租税特別措置法第70条の6第43項	
	地目変更登記に係る照会（登記官）		周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	30
	民事執行法による売却に伴う農地等の現況に係る照会（執行裁判所）		周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	
	弁護士会からの会員弁護士受託事件に係る照会		弁護士法第23条の2第2項	
市街化区域内にある農地等の買受適格証明(転用目的)			農地法第5条第1項第6号	
現況が農地でないことの証明等			周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	
土地改良事業に参加する資格に係る承認等			土地改良法第3条	35
農地賃借料情報			農地法第52条	
農業委員会の予算				
農業委員会の決算				
地域計画の目標地図の素案の作成			基盤強化法第20条第1項、第2項	
合計				40

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1													
	8	9	13	11	15	5	10	11	10	13	8	7	120
5	3		2		1		1				4		11
	1		3		3			1			1	2	11
			1										1
	6	1	9	5	5	6	5	7	8	3	11	5	71
	20	3	1	3	1	1	1	3			2	3	38
10	2	11		2	3		1	1	1	1		3	25
15	1		3			1							5
20													
			230				184				48		462
											4	3	7
25													
				1				2					3
			1										1
30							1						1
	5	5	7	6	6	6	9	11	5	8	8	5	81
35													
											1		1
	1								1				2
					1								1
40	47	29	270	28	35	19	212	36	25	25	87	28	841

2 農地法等に基づく処理状況等

(注) 許可処分日、届出受理日、証明書交付日等の属する月別に区分した。

表3 農地法第3条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4 月	2			2	1, 212. 00			2	1, 212. 00
5 月	5	4	3, 371. 00	8	30, 185. 00			12	33, 556. 00
6 月	3	2	3, 505. 00	4	3, 085. 00			6	6, 590. 00
7 月	4	2	1, 802. 00	9	2, 201. 00			11	4, 003. 00
8 月	5	8	9, 064. 00	9	3, 062. 35			17	12, 126. 35
10月	1			2	940. 00			2	940. 00
11月	5	4	5, 172. 00	3	3, 985. 02			7	9, 157. 02
12月	1			1	152. 00			1	152. 00
1 月	2	1	985. 00	1	73. 00			2	1, 058. 00
2 月	5	4	6, 695. 00	4	1, 409. 00			8	8, 104. 00
計	33	25	30, 594. 00	43	46, 304. 37			68	76, 898. 37

(注) 畑は、普通畑、樹園地、牧草畑等の田以外の農地をいう。以下同じ。

表4 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
2月	1			2	940.00			2	940.00
計	1			2	940.00			2	940.00

表5 農地法第3条の3の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	11	47	39,967	16	7,384			63	47,351.00
5月	10	26	33,442	12	6,619			38	40,061.00
6月	12	33	38,189	19	6,099			52	44,288.24
7月	11	22	32,666	12	5,877			34	38,542.99
8月	8	15	19,675	12	11,125			27	30,800.00
9月	11	20	20,363	12	4,981			32	25,344.17
10月	10	18	23,257	11	2,699			29	25,956.00
11月	8	20	18,445	15	5,622			35	24,067.08
12月	14	42	41,845	22	10,680			64	52,525.37
1月	8	16	18,187	13	6,357			29	24,544.00
2月	7	10	15,107	11	2,918			21	18,025.00
3月	11	25	23,565	17	6,571			42	30,135.87
計	121	294	324,708.56	172	76,932.16			466	401,640.72

表6 農地法第4条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6月	1	1	105.00			1	105.00
7月	1			1	897.00	1	897.00
2月	3	6	7,962.00			6	7,962.00
3月	2	1	589.65	1	572.00	2	1,161.65
計	7	8	8,656.65	2	1,469.00	10	10,125.65

表7 農地法第4条第1項に規定する許可後の事業計画の変更承認

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
11月	1	2	826.00			2	826.00
計	1	2	826.00			2	826.00

表 8 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4 月	1	2	459. 61	2	37. 89	4	497. 50
5 月	1			1	53. 00	1	53. 00
7 月	1			2	153. 07	2	153. 07
8 月	1			1	44. 00	1	44. 00
12月	4	11	2, 256. 22			11	2, 256. 22
計	8	13	2, 715. 83	6	287. 96	19	3, 003. 79

表 9 農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 29 条の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
5 月	3			3	293. 00	3	293. 00
7 月	3	1	66. 60	2	54. 65	3	121. 25
10月	1	1	61. 30	1	22. 68	2	83. 98
1 月	1	1	146. 00			1	146. 00
2 月	2	3	207. 50			3	207. 50
3 月	1	1	15. 77			1	15. 77
計	11	7	497. 17	6	370. 33	13	867. 50

表 10 農地法施行規則第 29 条の制限例外の内訳

区分		件数 (件)	農地				合計	
			田		畑			
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
規則29条 第1号	農業用施設等	11	7	497.17	6	370.33	13	867.50
規則29条 第6号	市の公共事業							
規則29条 第13号	電気事業者							
規則29条 第14号	市が行う市街化区域内 農地の転用							
規則29条 第16号	認定電気通信事業者							
規則29条 第17号	市の災害応急対策・復 旧のための転用							
規則29条 第20号	市の埋蔵文化財のため の土地の発掘							
その他								
計		11	7	497.17	6	370.33	13	867.50

表 11 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4 月	1	1	3,075.00					1	3,075.00
5 月	5	7	11,701.00					7	11,701.00
6 月	1			1	233.00			1	233.00
7 月	7	18	8,600.00	1	17.00			19	8,617.00
8 月	2	1	991.00	1	690.00			2	1,681.00
9 月	5	6	4,942.00	1	541.00			7	5,483.00
10月	4	3	3,477.64	1	381.00			4	3,858.64
11月	3	3	2,834.00	1	155.00			4	2,989.00
12月	8	7	8,848.00	4	1,645.68			11	10,493.68
1 月	9	11	10,331.00					11	10,331.00
2 月	3	2	4,667.00	1	331.00			3	4,998.00
3 月	9	11	11,370.51					11	11,370.51
計	57	70	70,837.15	11	3,993.68			81	74,830.83

表 12 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
11月	1	6	2, 876. 00					6	2, 876. 00
計	1	6	2, 876. 00					6	2, 876. 00

表 13 農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
5 月	1	1	200.00					1	200.00
3 月	1	3	396.90					3	396.90
計	2	4	596.90					4	596.90

表 14 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4 月	3	6	2, 103. 66					6	2, 103. 66
5 月	12	27	21, 054. 08	4	2, 142. 62			31	23, 196. 70
6 月	3	7	1, 889. 00					7	1, 889. 00
7 月	5	4	1, 884. 00	3	484. 62			7	2, 368. 62
8 月	5	5	1, 299. 00	2	1, 222. 00			7	2, 521. 00
9 月	7	5	4, 164. 00	2	688. 00			7	4, 852. 00
10月	7	11	4, 690. 00	3	164. 00			14	4, 854. 00
11月	8	15	5, 913. 00					15	5, 913. 00
12月	8	8	5, 184. 44	5	1, 678. 00			13	6, 862. 44
1 月	6	7	3, 221. 00	1	157. 00			8	3, 378. 00
2 月	6	6	4, 670. 00	2	124. 00			8	4, 794. 00
3 月	12	9	4, 314. 55	9	2, 475. 00			18	6, 789. 55
計	82	110	60, 386. 73	31	9, 135. 24			141	69, 521. 97

表 15 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則第 53 条の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
5 月	2	2	1, 297. 45					2	1, 297. 45
6 月	2	1	180. 00	1	36. 00			2	216. 00
7 月	1	1	162. 00					1	162. 00
8 月	1	1	300. 00					1	300. 00
9 月	3	7	7, 507. 00	1	1, 048. 00			8	8, 555. 00
10月	1	2	2, 191. 00					2	2, 191. 00
12月	1	1	33. 07					1	33. 07
1 月	3	6	3, 258. 95	1	1, 636. 00			7	4, 894. 95
2 月	1	1	140. 00					1	140. 00
3 月	8	7	3, 934. 80	3	5, 989. 31			10	9, 924. 11
計	23	29	19, 004. 27	6	8, 709. 31			35	27, 713. 58

表 16 農地法施行規則第 53 条の転用制限例外の内訳

区分		件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑					
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
規則53条 第5号	市の公共事業	23	29	19,004.27	6	8,709.31			35	27,713.58
規則53条 第11号	電気事業者									
規則53条 第12号	市が行う市街化区域内 農地の転用									
規則53条 第14号	認定電気通信事業者									
規則53条 第15号	市の災害応急対策・復 旧のための転用									
規則53条 第19号	市の埋蔵文化財のため の土地の発掘									
その他										
計		23	29	19,004.27	6	8,709.31			35	27,713.58

表 17 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告の受理

区分	件数 (件)
4 月	3
6 月	4
7 月	1
9 月	2
11月	2
2 月	4
3 月	5
計	21

第 18 農地改良届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
5 月	3	3	360.00	3	1,154.00	6	1,514.00
8 月	1	1	388.00			1	388.00
計	4	4	748.00	3	1,154.00	7	1,902.00

第 19 非農地判断に係る非農地通知書の交付

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
7 月	144	105	79,634.61	78	27,313.30			183	106,947.91
11月	92	86	41,994.61	67	26,430.61			153	68,425.22
3 月	22	23	21,747.00	16	7,315.00			39	29,062.00
計	258	214	143,376.22	161	61,058.91			375	204,435.13

第 20 非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等に係る非農地通知書の交付

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
1 月	1			4	565.00			4	565.00
2 月	3	2	139.00	1	573.00			3	712.00
3 月	6	4	905.00	3	697.00			7	1,602.00
計	10	6	1,044.00	8	1,835.00			14	2,879.00

第 21 贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
2 月	1	4	10, 163. 00					4	10, 163. 00
計	1	4	10, 163. 00					4	10, 163. 00

第 22 相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6 月	1	2	1,032.00	1	89.00			3	1,121.00
10月	2	3	2,212.00	3	1,247.00	1	13.00	7	3,472.00
11月	1	4	5,923.13					4	5,923.13
3 月	5	7	9,844.00	1	412.00			8	10,256.00
計	9	16	19,011.13	5	1,748.00	1	13.00	22	20,772.13

表 23 不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き
行っていることの証明

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6 月	1	5	9,414.00	1	44.00			6	9,458.00
計	1	5	9,414.00	1	44.00			6	9,458.00

第 24 地目変更登記に係る照会に対する回答（登記官）

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		牧場			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
9 月	1	4	249.06					4	249.06
計	1	4	249.06					4	249.06

表 25 現況が農地でないことの証明

区分	件数 (件)	登記簿上の地目				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4 月	6	11	6,807	4	642	15	7,448.61
5 月	6	11	4,972	9	5,509	20	10,481.00
6 月	7	26	43,626	12	3,175	38	46,801.00
7 月	7	3	1,999	12	2,696	15	4,695.21
8 月	5	4	1,085	1	1,077	5	2,162.00
9 月	7	6	2,631	5	1,200	11	3,831.00
10月	11	8	3,102	8	2,636	16	5,737.52
11月	7	4	2,631	5	1,767	9	4,397.51
12月	11	21	9,740	12	4,252	33	13,992.00
1 月	2	3	5,494	5	1,740	8	7,234.00
2 月	6	4	1,717	7	1,920	11	3,637.00
3 月	2			5	2,258	5	2,258.00
計	77	101	83,803.61	85	28,871.24	186	112,674.85

表 26 農用地利用集積計画（案）の決定

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6 月	11	16	17,685.00	1	1,750.00			17	19,435.00
9 月	5	7	11,679.00					7	11,679.00
12月	34	60	112,160.00	1	63.00			61	112,223.00
3 月	306	587	902,552.35	29	35,767.40			616	938,319.75
計	356	670	1,044,076.35	31	37,580.40			701	1,081,656.75

表 27 農用地利用配分計画の認可の通知の受理

（旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項に規定する通知）

区分	賃借権の設定 等を受ける者 (経営体)	賃借権の設定等を受ける土地	
		筆数 (筆)	面積 (㎡)
9 月	2	2	2,850
12月	22	27	68,610
3 月	10	114	203,608
計	34	143	275,068

表 28 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取
(除外)

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
7 月									
10月	6	6	12,627.00					6	12,627.00
3 月	5	10	17,697.00					10	17,697.00
計	11	16	30,324.00					16	30,324.00

(編入)

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
7 月									
10月	3	4	4, 875. 00					4	4, 875. 00
3 月									
計	3	4	4, 875. 00					4	4, 875. 00

(非農地等判定分)

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
7 月									
10月	118	89	88,054.68	29	10,741.00			118	98,795.68
3 月	1			1	430.00			1	430.00
計	119	89	88,054.68	30	11,171.00			119	99,225.68

3 用途別転用の状況

表 29 農地法第 4 条の規定による用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				合計	
			田		畑			
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
住宅用地	農家住宅	1	1	589.65			1	589.65
	一般個人住宅	9	13	2,927.22	5	1,147.07	18	4,074.29
	集団住宅その他							
	小計	10	14	3,516.87	5	1,147.07	19	4,663.94
公的施設 用地	学校用地							
	公園・運動場用地							
	道水路・鉄道用地							
	官公・病院等公的施設							
	小計							
鉱工業（工場）用地								
植林		2	4	7,291.00			4	7,291.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設	2	3	564.61	2	37.89	5	602.50
	流通業務等施設							
	ゴルフ場							
	その他のレジャー施設							
	小計	2	3	564.61	2	37.89	5	602.50
その他の 業務用地	農林漁業用施設	11	7	497.17	6	370.33	13	867.50
	駐車場・資材置場	1			1	572.00	1	572.00
	土砂等採取用地							
	再エネ発電設備							
	その他							
	小計	12	7	497.17	7	942.33	14	1,439.50
その他分類不明								
総計		26	28	11,869.65	14	2,127.29	42	13,996.94

表 30 農地法第 5 条の規定による用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑					
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
住宅用地	農家住宅	1			1	17.00			1	17.00
	一般個人住宅	51	56	25,373.57	22	4,085.92			78	29,459.49
	集団住宅その他	12	16	5,856.55	1	1,237.00			17	7,093.55
	小計	64	72	31,230.12	24	5,339.92			96	36,570.04
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	27	36	21,808.68	6	8,709.31			42	30,517.99
	官公・病院等公的施設									
	小計	27	36	21,808.68	6	8,709.31			42	30,517.99
鉱工業（工場）用地		1	1	981.00					1	981.00
植林										
商業サー ビス等用 地	店舗等施設	1	5	6,232.00	2	1,940.00			7	8,172.00
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設	1	1	976.00					1	976.00
	小計	2	6	7,208.00	2	1,940.00			8	9,148.00
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	28	34	23,482.25	15	5,021.00			49	28,503.25
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	42	64	66,115.00	1	828.00			65	66,943.00
	その他									
小計		70	98	89,597.25	16	5,849.00			114	95,446.25
その他分類不明										
総計		164	213	150,825.05	48	21,838.23			261	172,663.28

表 31 許可による用途別転用の状況（総会で議決）

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅	2	1	589.65	1	17.00			2	606.65
	一般個人住宅	12	8	4,323.64	7	2,628.68			15	6,952.32
	集団住宅その他									
	小計	14	9	4,913.29	8	2,645.68			17	7,558.97
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	2	3	2,207.51					3	2,207.51
	官公・病院等公的施設									
	小計	2	3	2,207.51					3	2,207.51
鉱工業（工場）用地		1	1	981.00					1	981.00
植林		2	4	7,291.00					4	7,291.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設	1	1	105.00					1	105.00
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設	1	1	976.00					1	976.00
	小計	2	2	1,081.00					2	1,081.00
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	7	4	6,194.00	4	1,989.00			8	8,183.00
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	36	55	56,826.00	1	828.00			56	57,654.00
	その他									
	小計	43	59	63,020.00	5	2,817.00			64	65,837.00
その他分類不明										
総計		64	78	79,493.80	13	5,462.68			91	84,956.48

表 32 届出等による用途別転用の状況（総会で報告）

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅	48	61	23,977.15	20	2,604.31			81	26,581.46
	集団住宅その他	12	16	5,856.55	1	1,237.00			17	7,093.55
	小計	60	77	29,833.70	21	3,841.31			98	33,675.01
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	25	33	19,601.17	6	8,709.31			39	28,310.48
	官公・病院等公的施設									
	小計	25	33	19,601.17	6	8,709.31			39	28,310.48
鉱工業（工場）用地										
植林										
商業サー ビス等用 地	店舗等施設	2	7	6,691.61	4	1,977.89			11	8,669.50
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計	2	7	6,691.61	4	1,977.89			11	8,669.50
その他の 業務用地	農林漁業用施設	11	7	497.17	6	370.33			13	867.50
	駐車場・資材置場	22	30	17,288.25	12	3,604.00			42	20,892.25
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	6	9	9,289.00					9	9,289.00
	その他									
	小計	39	46	27,074.42	18	3,974.33			64	31,048.75
その他分類不明										
総計		126	163	83,200.90	49	18,502.84			212	101,703.74

4 常設審議委員会の意見聴取

表 33 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
1 月	2	4	4,776.00			4	4,776.00
2 月	1	2	3,186.00			2	3,186.00
3 月	1	1	589.65			1	589.65
計	4	7	8,551.65			7	8,551.65

表 34 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				合計	
			田		畑			
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
住宅用地	農家住宅	1	1	589.65			1	589.65
	一般個人住宅	1	2	671.00			2	671.00
	集団住宅その他							
	小計	2	3	1,260.65			3	1,260.65
公的施設 用地	学校用地							
	公園・運動場用地							
	道水路・鉄道用地							
	官公・病院等公的施設							
	小計							
鉱工業（工場）用地								
植林		2	4	7,291.00			4	7,291.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設							
	流通業務等施設							
	ゴルフ場							
	その他のレジャー施設							
	小計							
その他の 業務用地	農林漁業用施設							
	駐車場・資材置場							
	土砂等採取用地							
	再エネ発電設備							
	その他							
	小計							
その他分類不明								
総計		4	7	8,551.65			7	8,551.65

表 35 農地法第 5 条の規定による意見聴取事案

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4 月	1	1	3,075.00					1	3,075.00
5 月	1	2	5,404.00					2	5,404.00
2 月	1	1	3,686.00					1	3,686.00
計	3	4	12,165.00					4	12,165.00

表 36 農地法第 5 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅									
	集団住宅その他									
	小計									
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地									
	官公・病院等公的施設									
	小計									
鉱工業（工場）用地										
植林										
商業サー ビス等用 地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計									
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	1	1	3,075.00					1	3,075.00
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	2	3	9,090.00					3	9,090.00
	その他									
小計		3	4	12,165.00					4	12,165.00
その他分類不明										
総計		3	4	12,165.00					4	12,165.00

5 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況

表 37 農業委員の活動

大項目	中項目	小項目	
1 法令による農業委員会の権限事項	① 総会、研修会等の出席		1
	② 事前相談、現地確認等		
	③ 紛争の調停・仲介		
	④ 農業情報収集・提供		
	⑤ その他		5
2 担い手への農地の集積・集約化	① 出し手・受け手の意向把握		
	② 話し合い活動への参加	ア コーディネーター（座長等）	
		イ 農地地図を持参	
		ウ 農地情報の提供	
		エ 参加の呼びかけ・準備等	10
		オ その他	
	③ 関係機関との打ち合わせ		
	④ 総会に出席し意見陳述（推進委員のみ）		
	⑤ その他	ア あっせん予定農地の案内	
		イ 書類等の作成支援	15
		ウ その他	
3 遊休農地の発生防止・解消	① 現地確認	ア 利用状況調査	
		イ 利用状況調査以外の現地確認	
	② 利用意向調査（把握結果）	ア 自ら耕作	
		イ 農地バンクに貸付・売却希望	20
		ウ 農地バンク以外に貸付・売却希望	
	③ 不明所有者等を探索	ア 登記状況の確認	
		イ 現地等での聞き込み	
		ウ 判明した権利者の同意取得	
	④ 遊休農地の解消活動	ア 所有者への営農再開意向確認	25
		イ 受け手への農地の仲介・あっせん	
		ウ 農地バンクへの情報提供	
		エ 委員自ら解消作業	
		オ 基盤整備の実施に向けた活動	
	⑤ その他		30
4 新規参入の促進活動	① 希望者の相談対応		
	② 新規参入者のフォローアップ		
	③ 相談会への参加		
	④ 参入希望者に対する講習・意見交換		
	⑤ その他		35
5 法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供	① 経営の合理化の推進		
	② 農業者年金の普及推進		
	③ 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進		
	④ その他		
6 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出			40
合計			

(単位 延べ日数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	11	14	17	41	23	11	14	16	15	11	12	13	198
	25	11	23	6	7	13	13	9	14	12	9	7	149
		1		2			1			4	1		9
5	5	6	7	4	5	1	6	3	5	5	8	7	62
	1	1	2	2		6	3	8	1	3		1	28
									1				1
									2				2
10	2				1	3	1	1	1	2		3	14
					3	1	1	12	1	7	1	1	27
			2		5	2			9	1		1	20
						1							1
15							3						3
	2						1			1			4
				2	6	1					1	1	11
	56	61	54	36	46	41	61	51	46	43	55	63	613
											1		1
20					1					1			2
										1			1
25					1						1	1	3
	2		1	1		2	1	1		1			9
	2	3		5	1	2	2	2	2	6	2	2	29
				1							2		3
30		2	1		1							1	5
					1	1				1			3
	2												2
35					1	1							2
	1				2								3
	3												3
40							1	1					2
	112	99	107	100	104	86	108	104	97	99	93	101	1,210

(注) 農業委員から提出された農業委員会活動記録簿を集計したものである。

表 38 農地利用最適化推進委員の活動

大項目		中項目	小項目	
1 法令による農業委員会の権限事項		① 総会、研修会等の出席		1
		② 事前相談、現地確認等		
		③ 紛争の調停・仲介		
		④ 農業情報収集・提供		
		⑤ その他		5
2 担い手への農地の集積・集約化	最適化活動	① 出し手・受け手の意向把握		
		② 話し合い活動への参加	ア コーディネーター（座長等）	
			イ 農地地図を持参	
			ウ 農地情報の提供	
			エ 参加の呼びかけ・準備等	10
			オ その他	
		③ 関係機関との打ち合わせ		
		④ 総会に出席し意見陳述（推進委員のみ）		
		⑤ その他	ア あっせん予定農地の案内	
			イ 書類等の作成支援	15
ウ その他				
3 遊休農地の発生防止・解消	最適化活動	① 現地確認	ア 利用状況調査	
			イ 利用状況調査以外の現地確認	
		② 利用意向調査（把握結果）	ア 自ら耕作	
			イ 農地バンクに貸付・売却希望	20
			ウ 農地バンク以外に貸付・売却希望	
		③ 不明所有者等を探索	ア 登記状況の確認	
			イ 現地等での聞き込み	
			ウ 判明した権利者の同意取得	
		④ 遊休農地の解消活動	ア 所有者への営農再開意向確認	25
			イ 受け手への農地の仲介・あっせん	
			ウ 農地バンクへの情報提供	
			エ 委員自ら解消作業	
			オ 基盤整備の実施に向けた活動	
		⑤ その他		30
4 新規参入の促進活動	最適化活動	① 希望者の相談対応		
		② 新規参入者のフォローアップ		
		③ 相談会への参加		
		④ 参入希望者に対する講習・意見交換		
		⑤ その他		35
5 法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供	最適化活動	① 経営の合理化の推進		
		② 農業者年金の普及推進		
		③ 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進		
		④ その他		
6 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出				40
合計				

(単位 延べ日数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1				41	19	3	4	5	4	3	4	6	89
	17	11	13	15	14	23	16	15	31	11	17	21	204
	3			3	3	1							10
	2											1	3
5	9	5	8	6	4	4	5	4	3	2	2	4	56
	2	2	5	6	4	3	13	69	84	73	17	3	281
	2		1						1			1	5
10								1	2	3	2	1	9
			1		8	2	6	18	3	11	4	1	54
							1		5	1	2		9
15				1					1				2
									17	1		2	20
									2			2	4
	5	4	11	35	296	142	45	6	6	10	4	3	567
20	185	177	185	175	34	91	136	136	148	183	207	207	1,864
					2		1	1	2	2			8
							1				1		2
	2				1		2	2	2	5	1	2	17
25										1			1
										1			1
	5	12	5	1	1	2	1	2	2	3	5	7	46
	8	12	6	5		3	11	43	38	10	5	9	150
30						2							2
	1	4	2	1	2	2	3	4	3		1	3	26
	14	1	1		6	3	4	2			1	5	37
35							2						2
												1	1
		1											1
			1										1
40													
				1									1
				1								1	2
	255	230	239	291	394	281	251	308	354	320	273	280	3,476

(注) 推進委員から提出された農業委員会活動記録簿を集計したものである。